

第5章 労務

中国政府が新型コロナウイルス感染症の感染拡大後に行った有効な防疫措置と、企業の税金、社会保険料等の負担減免等の労使関係安定化、就業保証にかかる一連の措置により、現地企業では2020年春以降、徐々に正常な経営状態を回復したところが多く、中国全体の就業状況も、2020年の初めに比べるとむしろ好転している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が全世界市場にもたらしたダメージとマイナスの影響、またときには局地的に小規模な感染爆発が出現したことにより、労使関係には依然多くの難しい課題が残り、雇用関係の不安定性の問題は変わらず深刻なものとなっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対策情勢の変化に伴い、中国政府は外国人の出入国および滞在・逗留に対する管理措置を段階的に調整しており、一部必要のある人員の中国入国が一定程度可能となったものの、ビザ発給の条件および入国後の隔離措置に関しては依然として非常に厳しい状況が続いている。

2020年以降に公布、施行された主な政策と行政措置

3項の社会保険料の一時的減免に関する政策の実施期間延長

2020年2月20日、人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局が合同で「企業社会保険料の一時的な減免に関する通知」（人社部発〔2020〕11号）を公布し、2020年2月より条件に適合する企業を対象に、基本養老保険、失業保険、労災保険（以下「社会保険3項」という）の保険料を納付免除とすること、および免除期間について規定した。その後2020年6月22日、企業の経済的負担をさらに軽減する措置として、人社部、財政部、税務総局より「企業社会保険料の一時的な減免政策の実施期間延長等の問題に関する通知」（人社部発〔2020〕49号）が公布された中で、次のような一連の措置が提起された。①中小・零細企業の社会保険3項について企業負担部分を免除する政策につき、実施期間を2020年12月末まで延長する。②各省市（湖北省を除く）の大型企業等その他の保険加入者（政府系事業組織を含まない、以下同）の社会保険3項について企業負担部分の徴収額を半減する政策につき、実施期間を2020年6月末まで延長する。③湖北省の大型企業等その他の保険加入者の社会保険3項について企業負担部分を免除する政策を、2020年6月まで実施継続する。④新型コロナウイルス感染症の影響を受け生産・経営に深刻な困難が生じた企業は、引き続き2020年12月末まで社会保険料の納付を猶予され、猶予期間中は延滞金を免除する。⑤各省市において2020年の社会保険料個人納付基数の下限につき、引き続き2019年

の個人納付基数下限基準を適用できるとし、個人納付基数の上限は規定通り正常に調整する。11号文における一時減免政策に比べると、49号文では政策の実施期間がより延長され、企業の社会保険料負担を大幅に軽減しただけでなく、下限値の納付基数で保険料を納付する低収入の企業従業員や、各種の流動的就業者にも恩典が享受されるものとなっている。

就業安定手当の失業保険返還基準引き上げ

企業の就業安定化措置を支援するため、人社部、財政部は2020年5月9日に合同で「企業の就業安定・就業拡大特別支援計画の実施に関する通知」（人社部発〔2020〕30号）を公布し、就業安定のための失業保険料返還を強化する方針を提起し、中小・零細企業を対象に、2020年12月31日までに返還基準を最高で企業および従業員が前年納付した失業保険料の100%にまで引き上げるとした。また、一時的な生産・経営の困難を抱えているが回復の見込みはあり、リストラを実行しないか実行しても少数に抑えた保険加入企業に対しては、返還基準を現地における失業保険金の1人あたり月額に保険加入従業員数を乗じた金額の6カ月分まで、または企業およびその従業員が納付すべき社会保険料の3カ月分までとすることができる。政府機関が就業安定手当の返還基準を引き上げたことにより、企業の生存困難が一定程度緩和され、就業安定手当によって企業の負担が軽減され、従業員の就業安定につながる効果がより高められた。

住宅積立金の納付地外での手続実現

「行政サービスの『省市を跨ぐ手続』の推進加速に関する国务院弁公庁の指導意見」（国弁発〔2020〕35号）の要求に基づき、住宅都市農村建設部弁公庁より「住宅積立金業務にかかわる『省市を跨ぐ手続』の取り組みを適切に行うことに関する通知」（建弁金〔2020〕53号）が公布された中で、2020年末までに、個人の住宅積立金の預入れ・貸付利用等の情報照会、住宅積立金貸付利用証明交付、正常定年退職に伴う住宅積立金引出しの3項について、「省市を跨ぐ手続」の実現が提起された。また、2021年末までには、企業・組織の住宅積立金登記・口座開設、企業および個人の住宅積立金預入情報の変更、不動産購入にかかる住宅積立金引出し、住宅積立金個人住宅ローンの返済完了証明の交付、住宅積立金貸付の期限前返済の5項について、「省市を跨ぐ手続」を実現するとした。この政策の実施以後、従業員が納付地外において住宅積立金の借入手続に必要な書類を取得するために納付地に戻って現地の所管機関で手続を行う必要はなくなり、納付地以外の地方で不動産を購入し、納付地の不動産購入にかかる引出条件に適合しているのであれば、不動産購入地からでも住宅積立金の引出し申請ができるようになった。この施策により、転勤・出張等のため所属先の所在地から離れて勤務する従業員の懸念が解消され、今後手続の利便性がより高まることが期待される。

3種の有効な居留許可について外国人の入国を許可

2020年9月23日、外交部、国家移民管理局は合同で「有効な3種の居留許可を持つ外国人の入国を許可することに関する公告」を公布し、2020年3月26日に外交部、国家移民管理局が合同公布した「有効な中国の査証、居留許可を所持する外国人の入国の暫定停止に関する公告」のうち一部政策を調整し、2020年9月28日0時より、有効な中国の就労（工作）類、私人事務類および家族訪問（团聚）類の居留許可を有する外国人について入国を許可することを、明確に定めた。外国人が2020年3月28日0時以降に期限が過ぎた上述の3種の居留許可を有している場合には、当該居留許可の所持者が訪中する事由に変更がないとの状況下であれば、期限が過ぎた居留許可と関連資料により、中国の在外大使館・総領事館に相応する査証を申請し、入境することができるとされた。この時調整が行われなかった内容については、なお3月26日に公布された公告に従って執行するとされている。また、外国人が入国後に受ける隔離措置の規定は次第に厳格化されており、当初の14日間の自宅隔離が14日間の集中隔离に変更された後、14日間の集中隔离に7日間の自宅隔離を加えたものとなり、一部地方ではそのうえさらに7日間の健康モニタリングを追加する要求となっている。感染対策の動向により、外国人の入国許可に関する措置および入国後の隔離規定はいずれも随時調整される可能性があるため、常に最新の政策を十分に確認する必要がある。

2021年の展望

就業安定手当政策の継続または代替措置の早期打ち出しを希望

2014年11月6日に人社部、財政部等の機関が合同で公布した「失業保険により企業の就業安定を支援することに関する通知」（人社部発〔2014〕76号）では、就業安定手当の政策は2020年末まで実施するとされていたが、現時点までに政府機関からは就業安定手当の措置を引き続き実行することに関する内容の文書は公布されていない。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により労使関係に大きな試練がもたらされ、失業の減少、就業の促進、就業の安定化のために、就業安定手当政策を継続することには十分な必要性と緊急性がある。引き続き就業安定手当の政策を実行するか、これ以外の代替措置が迅速に打ち出され、企業の正常な運営への支えとなることを希望する。

外国人入国政策の早期正常化を期待

外交部、国家移民管理局より合同で公布された最新の政策である「有効な3種の居留許可を持つ外国人の入国を許可することに関する公告」により、文書中に規定された3種の査証所持者以外、その他の類型の査証や居留許可（外交、公務等の査証を除く）の所持者はなお中国に入国できず、国際間の正常な人の移動や交流へのニーズが満たされない状況が続いているため、外国人の入国政策が早期に正常化されることを期待する。

日中両国間のビジネス関係者往来における「ファストトラック」の活用範囲のさらなる拡大を期待

2020年11月、感染対策を厳格かつ適切に行うことを前提に、日中政府が両国のビジネス等の必要人員の往来の利便化

を図る「ファストトラック」について合意したことについては、11月24日に両国の外相が確認し、対外的な共同宣言も行われた。中国政府が日本からの訪中者に対する検査および隔離の負担を軽減し、利便化する措置が早期に制定、公布されることを期待する。

<建議>

(1) 就労・出入国関連

①新型コロナウイルス感染症対策措置の影響を受け、外国人の入国および中国での就労に必要な就労許可と居留許可等の行政手続の両方に新たな影響が及んでいるため、これらを管轄する外国専門家局および公安機関にて以下の改善が行われるよう要望する。

- 現在、中国に赴任する前には目的地の所在する省、市、自治区の外事弁公室または商務機関の発行する「招聘状」の取得が必要とされ、外交部および国家移民管理局の通知により、その発行対象は「経済貿易、科学技術等の活動に従事する場合、および人道主義上の緊急の必要がある場合」に限定するとされている。しかしながら、一部の日系企業の従業員が「招聘状」の発給を受けられないために中国に赴任できないという状況がなお出現しており、この政策が適切に執行され、各地方による執行の差異が少なくなるよう要望する。また、入国前のビザ手続の所要時間が短縮されるよう要望する。
- 一部地域において「ワンストップ」方式のサービス窓口または1つのプラットフォームであらゆる手続を行えるサービスが提供されているほか、一部の地方行政機関では就労許可証の新規申請、更新、抹消等について、手続の全過程をオンラインで行うための「誓約書」を提出する方式が導入され、申請者が窓口に出向く回数が最小限に減らされたことは歓迎される。これらの改革措置が全国的に普及、適用され、より多くの外国人がこのような利便性と恩典を享受できるようになることを要望する。
- 就労許可、居留許可の各行政手続のさらなる最適化、特に外国人のパスポート原本を提出する必要がある行政手続（居留許可の申請、更新、抹消等）において、パスポート原本を預ける期間を最大限短縮するよう要望する。また、各種書類の提出要求の簡素化として、例えば外国人が承諾の書面を提出することにより公証、認証を経た犯罪記録証明および学歴証明等の提出に代替する等の措置を要望する。
- ②「外資利用業務をより適切に行うことに関する國務院の意見」（国発〔2019〕23号）中の「すでに連続して2回就労類居留許可を取得した外国人には、3回目の申請時において、5年間有効の就労類居留許可を発給することを認める」という規定について、各地の公安機関での厳格な執行が早期に徹底されることで、就労類居留許可の有効期間が延長され、外国人が就労類居留許可を申請する頻度が少なくなるよう要望する。

- ③各地の外国専門家局や公安機関ごとに審査認可の手順、書類要件、審理の所要時間等が完全には統一されていないため、各地の実務基準の統一を要望する。また、外国人に中国国内の地方間での異動が発生した場合に伴う就労許可および居留許可の手続については、簡易変更とする処理方式の導入を要望する。
- ④外国人の中国国内での移動や生活上の便宜のため、カード型の身分証明書を公安機関にて発行し、交通機関利用、銀行口座開設等に用いることができるよう要望する。
- ⑤新規赴任者が銀行口座を開設する際に居留許可の呈示が求められるために口座開設に1カ月ほどかかるという問題があるため、次の点の改善を要望する。
- ・就労許可通知を取得しZビザで入国している新規赴任者については、その駐在、居留する事実は証明されているため、入国後就労許可通知もしくはZビザを呈示して銀行口座の開設手続ができるようにしてほしい。
 - ・遅くとも就労許可証の取得後、それが不可能であればせめて、居留許可申請時の受理証があれば銀行口座の開設ができるようにしてほしい。
 - ・さらに時間短縮のため、就労許可と居留許可の手続を、入国後同時並行で行えるようにしてほしい。
- ⑥高齢化社会の到来に備え、豊富な業務経験をもつB類外国専門人材の申請に関して、60歳までの年齢制限および大学本科以上の学歴要求を緩和したうえ、統一執行基準を制定し、専用の問い合わせ窓口を設置するよう要望する。

(2) 社会保障

- ⑦企業の保険加入地とは異なる場所で勤務する従業員について、従業員の勤務先現地で社会保障を付保するには、企業がその地方に分公司を設立するか、人材仲介機関に代行を委託するしかなく、企業の経済的コストが増大しているため、企業が従業員の勤務先現地に分支機構を設立していなくても、社会保障を付保できるよう要望する。また、社会保障システムの全国ネットワーク化、全国共通処理化を実現することで、社会保障の実務操作に存在する執行差異の問題が解決されることを要望する。
- ⑧2019年9月1日より正式に発効した「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」により、条件を満たす外国人について、中国国内で納付する養老保険の保険料負担が免除されたことは歓迎される。養老保険以外の医療保険、失業保険のその他の社会保障項目についても、相応に法律規定を改訂することによって外国人の強制納付義務が免除され、中国国内で納付するか否かを外国人が自ら決定できるよう要望する。

(3) 労働契約

- ⑨2008年1月1日から施行されている「労働契約法」第14条に規定されている期間の定めのない労働契約を締結する条件につき、修正するか、運用におけ

る自由度を高めるよう要望する。具体的には、初回の契約締結時または契約更新時において被用者と使用者との合意がある場合には、本条所定の「連続して10年勤務している」との条件を「連続して20年勤務している」に変更し、「期間の定めのある労働契約を連続して2回締結している」を「期間の定めのある労働契約を連続して10回締結している」に変更することが認められるよう要望する。

- ⑩業界や職種によって残業時間に対するニーズは異なり、特に法定祝休日や、市場の原因がもたらす生産需要の変動が大きい業界、企業、職種においては、「労働法」所定の「月あたりの残業時間が36時間を超えてはならない」という強行規定を調整していただきたい。企業、従業員、工会による協議合意のうえで、労働行政所管機関に特別申請するといった柔軟性のある方式の導入を認める等、月あたりの残業時間上限の合理的な確定を要望する。
- ⑪女性従業員の法定定年退職年齢にかかわる女性一般労働者、女性幹部の明確な区別が難しく、定年退職年齢の段階的引き上げ政策が実施されるまでに、判断基準が明確に規定されることを要望する。また、女性従業員の定年退職年齢について、一律55歳の統一基準を適用することを提案する。

(4) 労務派遣

- ⑫「労務派遣暫定施行規定」（人力資源社会保障部令2014年第22号）等の文書規定により、使用者における派遣労働者の使用人数は総従業員数の10%を超えてはならないと規定されているが、この制限が緩和され、企業が所属業界の状況に合わせてこの割合を適切に調整することが認められるよう要望する。

(5) 工会

- ⑬基層工会組織より上級工会への経費上納比率があまりに高いと、基層工会の経費が圧迫され、十分な会員活動の実施が困難になるため、工会に上納する経費の比率引き下げを要望する。
- ⑭基層工会より上級工会に経費を上納した後、上級工会が年間の工会経費の使用状況を開示することで、工会経費の収支透明化が実現されるよう要望する。

(6) その他

- ⑮一部の地域においては人材流出問題が深刻となっており、人力資源社会保障機関がその他の行政機関と手を携えて就業環境の改善に取り組むことで、人材育成、従業員へのインセンティブ等の面でより多くの支援政策が提供されることを要望する。また、人材優遇政策の適用範囲を拡大し、ハイレベル人材、緊急に必要とされる人材への補償金提供、個人所得税の減免等の政策により、人材の流失が防止されることを要望する。
- ⑯障害者就業保障金の収支透明化、徴収料率の引き下げを要望する。